

インフルエンザ様疾患の予防・対応について

1 インフルエンザ様疾患の予防について

- 1 インフルエンザワクチンの予防接種を受ける。
- 2 マスクを着用する。
- 3 手洗い・うがいを励行する。
- 4 室内の換気を行う。乾燥に注意し、適度な湿度（50～60％）を保つ。
- 5 こまめな水分補給を行い、口腔・咽頭の乾燥を防ぐ。
- 6 「咳エチケット」を励行する。
- 7 規則正しい生活をし、十分な栄養や休養をとる。
- 8 適度な運動を行う等、体力をつけ抵抗力を高める。

2 症状が見られた場合について

- 1 医師の診察を受ける（医療機関に電話連絡をし、医師の指示で病院受診を行う）。
- 2 無用な外出は避け、家で過ごす（休日の行動等）。
- 3 マスクを着用し、相互の感染を防ぐ。

3 発症した場合について

- 1 学校に連絡をし、医師の診断に従って療養してください。
- 2 医師の診断に従うとともに、出席停止期間の基準を守り、回復してから登校してください。発症日を必ず医師に確認する。

《 出席停止期間の基準 》 ※ 発症した日を「0日」と数えてください。

『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

4 学校からのお願い

- 1 登校時からマスクを着用してください。※予備のマスクも数枚用意してください。
- 2 ハンカチ、ティッシュを必ず持たせてください。
- 3 引き続き、「家庭での健康観察」を毎日行った上、学校へ登校させてください。咳や発熱等、体調の変化に十分ご注意ください。

5 学校の措置

インフルエンザは、出席停止（欠席の扱いではありません）となります。
欠席の状況等により、授業カット、学級閉鎖等を行う場合がありますので、ご了承ください。
その場合は、電話や連絡メールで連絡をします。



「インフルエンザ出席停止期間早見表」

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

※『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止です。それに加えて、解熱した日により出席停止期間は延長することがあります。（発症後4日目以降に解熱した場合【例4・5】は出席停止の期間が延長されていく）。

★ 発症日（当日0日目）は、病院に受診した日ではなく、インフルエンザの症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。そのため、病院受診時に医師から発症日を相談・確認する必要があります。

例	発症した後 5日を経過	発症日 (発症当日) 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後			
								発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		登校可能		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	発症後2日目	発症後5日目		登校可能		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目		登校可能		
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能

(※ その後は、解熱した日によって、出席停止期間が順次延長されていく。)